

八戸市立第三中学校 いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲をもって充実した中学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための『八戸市立第三中学校 いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒たちに対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じるものを言う。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

・『いじめ防止委員会』の設置

構成…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援主任、
スクールカウンセラー、学年生徒指導部員

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

・『いじめ対策委員会』の設置

構成…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援主任、
スクールカウンセラー、学年生徒指導部員、学級担任、校長が必要と認めた者

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・自己有用感や規範意識を互いに高める集団づくり
- ・一人ひとりに配慮したユニバーサルデザインを生かした授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・自尊感情を高める体験活動の充実
- ・お互いを尊重する人権意識を育てる指導の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（7月，11月，3月）
- (4) 情報教育の充実
 - ・教科「技術」における情報モラル教育の充実
 - ・情報教育講演会などの開催
- (5) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止基本方針などの周知
 - ・地域学校連携協議会

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは，早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに，何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し，早期に対応することが要である。

- (1) いじめの発見
 - いじめ行為を直接発見した場合は，その行為をすぐに止めさせるとともに，いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し，事実確認をする。
- (2) 当該生徒の変化への気付き，積極的な声かけ，肯定的な受け止め
- (3) 周辺生徒等からの情報収集
- (4) アンケート調査と教育相談
 - ・アンケートの実施（5月，7月，10月，12月，3月）
 - ・教育相談の実施（7月，11月，3月）
 - ・相談しやすい環境づくり
- (5) 情報の共有
 - ・報告経路の明示，報告の徹底
 - ・職員会議などでの情報共有
 - ・教職員による情報交換
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
 - ① いじめられている生徒への対応
 - いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに，全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で，継続的に支援することが重要である。
 - ・安全，安心を確保する。
 - ・心のケアを図る。
 - ・今後の対策について，ともに考える。
 - ・活動の場などを設定し，認め，励ます。
 - ・温かい人間関係をつくる。
 - ② いじめている生徒への対応
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で，いじめている生徒の内面を理解し，他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - ・いじめの事実を確認する。
 - ・いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
 - ・今後の生き方を考えさせる。
 - ・必要がある場合は懲戒を加える。
- (2) 関係集団への対応
 - 被害，加害生徒だけでなく，おもしろがって見ていたり，見て見ぬふりをしたり，止めようとしなか

ったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談をし、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるように教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援、指導と保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導、助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の人になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

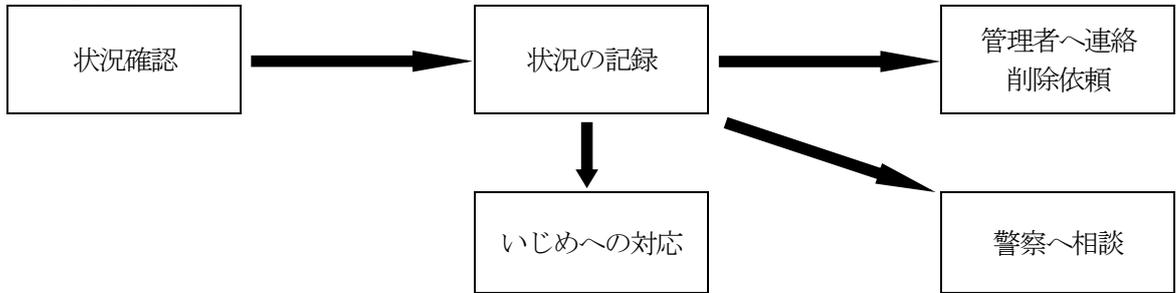
(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

- ② 情報教育の充実
「教科／技術」における情報モラル教育の充実
 - ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (3) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
 - ・ ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は，状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告，調査協力

学校が重大事態と判断した場合，八戸市教育委員会に報告するとともに，八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。